

日出町と I D E X グループとの地方創生に関する包括連携協定書

日出町（以下「甲」という。）と株式会社新出光（以下「乙」という。）、株式会社西尾商店（以下「丙」という。）、新光石油株式会社（以下「丁」という。）は、相互の連携・協働により、地域社会の発展及び町民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁（以下「4者」という。）が相互に緊密な連携を図り、相互に協力し次条に定める活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び町民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 4者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）環境施策及びカーボンニュートラルの推進に関すること
- （2）観光PR及びタウンプロモーションに関すること
- （3）災害支援に関すること
- （4）その他地域の活性化や町民サービスの向上に資すること

2 4者は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、4者協議の上、業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決める。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、4者は、日出町内の事業者その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 4者協議の上、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部については、乙のグループ会社が実施できるものとする。

5 4者は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。

（守秘義務）

第3条 4者は、本協定に基づく取組により知り得た相手方の秘密を相手方（甲、丙及び丁においては、乙のグループ会社も含む）の承諾なしに漏らしてはならない。

2 前項の義務は理由の如何を問わず、本協定が終了した後も存続するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する30日前までに、4者の内いずれからも本協定終了の申出がない場合は、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 4者の内いずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、4者協議の上、書面により本協定の内容の変更又は解除を行うことができるものとする。

2 4者はいずれも、他3者に対して、本協定の見直し又は解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 4者は、反社会的勢力（暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と社会的に非難されるような関係を持たないことを表明し保証する。

2 4者は、他3者のいずれに対しても、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- （1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- （2）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- （3）その他前2号に類似するいかなる行為

3 4者は、他3者のいずれかが第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は他3者のいずれかが前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該者に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、4者協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、4者それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年5月28日

甲 大分県速見郡日出町2974番地1
日出町 町長

安部 徹也

乙 福岡県福岡市博多区上呉服町1番10号
株式会社 新出光 代表取締役社長兼グループCEO

新出光 泰典

丙 大分県速見郡日出町1666-1
株式会社西尾商店 代表取締役

西尾 豊

丁 大分県大分市萩原1丁目1番34号
新光石油株式会社 代表取締役社長

波野江 乾治